鹿追町中小企業等環境整備支援金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、新型コロナウイルス感染症による経営上の影響を受ける中小企業者等の事業継続支援及び町民が安心して消費活動を行うことができる環境づくりの推進のため、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として新しい生活様式に対応した取組（以下「取組」という。）を行った中小企業者に、予算の範囲内において支援金を交付するため、鹿追町補助金等交付規則（昭和５９年４月２８日規則第４号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、中小企業者とは、鹿追町において独立した事務所又は店舗を有するサービス業（宿泊・飲食）、製造業、小売業、卸売業等の産業を１年以上営む法人又は個人をいう。

（交付対象者）

第３条　この支援金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 町内に事業所を有する中小企業者

(2) 町税を完納している者。ただし、税の猶予等の措置がされている場合はこの限りでない

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者としない。

(1)　政治団体

(2)　宗教上の組織又は団体

(3)　その他町長が不適切と認める者

（対象経費）

第４条　支援金の交付の対象となる経費（以下「支援金対象経費」という。）は、次に掲げる経費（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、国、北海道、市町村又はその他の団体等による交付対象となる経費を除く。

(1)　別表第１左欄及び中欄に掲げる費用の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる物品の購入に要する経費

(2)　工事費（別表第１に掲げる物品の取付工事等簡易なものに限る。）

(3)　その他町長が必要と認める経費

２　前項の支援金対象経費は、令和２年１月１日から令和３年７月３１日までの間に購入、設置（納品）、支払が完了したものとする。

３　前２項を満たした者は、別表第２に掲げる経費も対象とすることができる。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

(1)　令和３年４月１日から令和３年７月３１日までの間に購入、設置（納品）、支払が完了したもの

(2)　事業所の日常業務に供する消耗物品ではないこと。

４　国、北海道、市町村又はその他の団体等による支援金の交付を受け、別表１に掲げる飛沫対策等を実施した者は、前項を適用する。

（支援金の交付額）

第５条　支援金の交付額は、支援金対象経費の８割以内とし、１０万円を上限とする。

２　前項の額は、第４条第１項及び第３項の合計額とし、１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

３　前条第３項に規定する経費は、同条第１項で算出した額の１／２を越えない範囲とする。

４　前条第４項に規定する経費は、国、北海道、市町村又はその他の団体等による支援金の交付を受けて行った事業経費の１／２を越えない範囲とする。

５　支援金の交付は、同一補助対象者につき１回限りとする。

（支援金の交付申請）

第６条　支援金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1)　鹿追町中小企業等環境整備支援金交付申請書兼請求書（別記第１号様式。以下「申請書」という。）

(2)　誓約書（別記第２号様式）

(3)　購入又は設置した資機材が確認できる領収書等の写し（購入日、購入店舗、購入品及び金額の分かるもの）

(4)　取組内容の分かる書類（実施状況の写真等）

(5)　その他町長が必要と認める書類

２　交付申請期間は、令和３年４月１日から令和３年８月３１日までとする。

　（申請内容の審査）

第８条　町長は、前条の申請書を受理した場合は、設置状況の確認のため必ず実地調査を行うものとする。

２　町長は、申請内容の確認及び実地調査等の一部の事務を委託することができる。

（交付の決定）

第９条　町長は、前条の申請書内容の審査により、支援金を交付することが適当であると認めたときは、支援金の交付決定及び交付額の確定を行い、その旨を鹿追町中小企業等環境整備支援金交付決定及び交付額確定通知書（別記第３号様式）により、申請者に通知するものとする。

２　町長は、前項に規定する通知を行ったときは、速やかに支援金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第１０条　町長は、支援金の交付を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、支援金交付決定を取り消し、又は既に交付した支援金の返還を命ずることができる。

(1) 申請書その他関係書類に虚偽の記載をし、その他の不正行為により支援金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この要綱及び関係法令に違反する行為があったとき。

２　町長は、前項の取り消しの決定を行った場合には、交付決定取消通知書（別記第４号様式）により、その旨を交付決定者に通知するものとする。

３　町長は、第１項に基づく取り消しを行った場合には、規則第１５条の規定に基づき、返還の期限を定めるものとする。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

　（告示の失効）

２　この要綱は、令和３年８月３１日限りその効力を失う。ただし、当該期日までに支援金の交付請求をした者については、この限りでない。

　（要綱の失効に伴う経過措置）

３　第１０条の規定については、この要綱が失効後もなお、その効力を有する。

別表第１（第４条第１項関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 経費の種類 | | 費用の説明 | 対象物品 |
| 記号 | 区分 |
| ア | 飛沫対策費用 | 感染防止対策に必要な飛沫対策のためのアクリル板等の購入に要する経費 | アクリル板、ビニールカーテン、透明ビニールシート、防護スクリーン、パーテーション、カラーコーン、コーンバー、ベルトパーテーション、フロアマーカー等 |
| イ | 換気対策費用 | 感染防止対策に必要な換気のための機械装置等の購入に要する経費 | エアコン、空気清浄機、オゾン発生器、イオン発生器（いずれもウイルス除去・抑制する機能が搭載されたものに限る）、換気扇、網戸、サーキュレーター、扇風機等 |
| ウ | その他衛生管理費用 | 感染防止対策に必要な衛生管理のための物品の購入に要する経費 | サーモカメラ、非接触型自動水栓（蛇口）の設置、キャッシュレス決済導入に要する経費 |

別表第２（第４条第２項関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 経費の種類 | | 費用の説明 | 対象物品 |
| 記号 | 区分 |
| エ | 消毒費用 | 感染防止対策のために必要な消毒のための機械装置、消毒液等の購入に要する経費 | 消毒液（高濃度エタノール製品（エタノール濃度60％以上）等を含む。）、除菌剤の噴霧装置、オゾン発生装置、次亜塩素酸水生成器、紫外線照射機、除菌マット、足踏み式消毒液スタンド等 |
| オ | マスク費用 | 感染防止対策に必要なマスク等の購入に要する経費 | マスク（不織布）、ヘアネット、ゴーグル、フェイスシールド等 |
| カ | 清掃費用 | 感染防止対策に必要な手袋、ゴミ袋等の購入に要する経費 | 手袋、ゴミ袋、石鹸、洗浄剤、漂白剤等 |